

消防本部告示第1号

一宮市応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年消防本部告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年1月23日から施行する。

令和8年1月23日

一宮市消防長 帖佐 義文

応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年消防本部告示第1号）の一部を新旧対照表のとおり改正する。